

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成29年9月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成29年10月2日（月曜日） 午前10時から	高松市番町1丁目8番15号 高松市役所8階82会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成29年9月22日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画道路の変更案の概要

高松広域都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造			備考						
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造					
幹線街路	3 ・ 2 ・ 103	錦町国分寺綾南線	高松市錦町2丁目	綾川町陶字宮藪	高松市田村町円座町国分寺町	約13,670m	地表式	4車線	30m	J R高徳線と立体交差 自動車専用道路三木高松線と立体交差 幹線街路郷東岡本線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	—					
												車線の数の内訳		2車線	約1,120m	
														4車線	約12,550m	
幹線街路	3 ・ 4 ・ 114	郷東香南線	高松市郷東町字新開	高松市香南町由佐	高松市鶴市町	約15,560m		4車線	20m		—					

車線の数の 内訳	2車線			約3,410m			
	4車線			約12,150m			
内訳	高松市 西山崎 町字本 郷	高松市 西山崎 町字川 向上		約1,190m	嵩 上 式	25m~48 m	
				約14,370m	地 表 式	16m~42 m	J R予讃線と 立体交差 自動車専用道 路と立体交差 1箇所 幹線街路と平 面交差5箇所

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。